

令和4年9月20日
一関信用金庫

**キャッシュカードによるATM振込一部制限の対象年齢引き下げについて
(特殊詐欺被害防止への取り組みの強化)**

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫を含めた岩手県信用金庫協会の会員6信用金庫は、岩手県警察からの要請を受け、高齢者のお客さまに対する「振り込め詐欺」「還付金詐欺」などの特殊詐欺被害を防止するため、令和4年10月20日（木）から、キャッシュカードによるATM振込一部制限の対象年齢を改定させていただきます。

何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 改定内容

次のお客さまは、キャッシュカードによるATMでのお振り込みがご利用いただけません。

新	旧
当金庫に口座をお持ちの 65歳以上 のお客さまで、過去3年以上、キャッシュカードによるATM振込をされていない方	当金庫に口座をお持ちの 70歳以上 のお客さまで、過去3年以上、キャッシュカードによるATM振込をされていない方

2. 改定日 令和4年10月20日（木）

3. その他

(1) 1. の対象となるお客さまが、キャッシュカードによるATMでのお振り込みを希望される場合は、お取引のある信用金庫窓口にお申し出ください。各信用金庫での所定の手続を行ったうえで、お振り込みを可能とさせていただきます。

(2) キャッシュカードを利用したお預け入れやお引き出しは、従来どおり可能です。

4. 会員信用金庫

盛岡信用金庫（理事長 浅沼 晃） 宮古信用金庫（理事長 齋藤 浩司）
一関信用金庫（理事長 菅原 一由） 北上信用金庫（理事長 木村 幸男）
花巻信用金庫（理事長 漆沢 俊明） 水沢信用金庫（理事長 及川 和男）

詳細につきましては、各信用金庫にお問い合わせください。

以上